経営情報の調査・財務状況等の見える化について

介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた的確な支援を行うことを目的に、現在厚生労働省が介護サービス事業者の経営情報の収集及び分析結果の公表を行う制度を創設しております。（令和６年４月１日施行）

また、介護サービス情報公表制度について、事業所の財務状況や一人当たりの賃金等についても公表の対象とすることが検討されております。

詳細が公表され次第お知らせ致しますので、ご承知おきください。

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、３年に１度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

（参考）令和３年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- このため、**①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。**　【施行日：令和６年４月１日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数

※　収集する内容は省令以下で規定

- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表

※　上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス事業者情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>

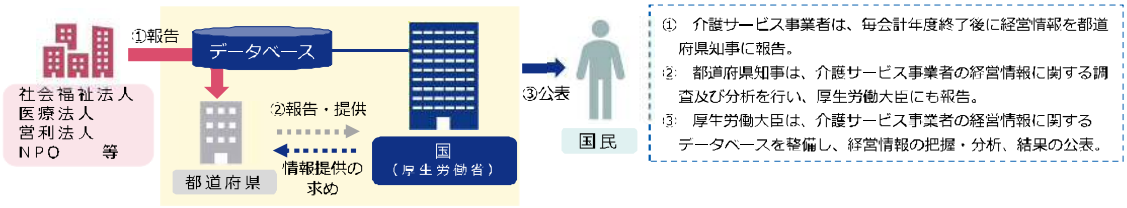

【参考】
令和４年度　全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001067323.pdf